

民研だより

民主教育研究所

Research Institute of Democracy and Education

No. 134

2017.12.5

CONTENTS



- ◆ 高大接続改革はどこに向かうのか？…………… 児美川孝一郎 1
- ◆ 学習指導要領体制他を建設的に批判する…………… 金馬国晴 3
- ◆ 学習会「新学習指導要領で どうする？子どもと教育」…… 鈴木敏夫 4
- ◆ 国際人権 A 規約 13 条をめぐる「2018 問題」…………… 三輪定宣 6
- ◆ 民研日誌と寄贈図書…………… 8

高大接続改革はどこに向かうのか？

児美川孝一郎（法政大学）

「高大接続改革」とは

2020 年以降に本格化する高大接続改革の骨格が、静かに固められつつある。詳細は今後に委ねられる部分も少なくないが、現時点で確定している枠組みを手がかりに、そのねらいと問題点について考えてみたい。

まず、高大接続改革とは何か。狭義には、大学入学者選抜の改革である。しかし、文科省の意図に即していえば、それは、大学の入学者選抜の改革をテコにして進められる、高校教育改革および大学教育改革を連動させた「一体的改革」でもある。政策的意図は要注意であるが、まずは入学者選抜改革の問題に絞って論じる。端的に言えば、改革の要諦は、現行のセンター試験を廃止して、二つの共通テストを導入すること、および各大学の個別選抜の改革を促すことにある。

共通テストに関しては、出発点の教育再生実行会議（2013 年）では「達成度テスト（基礎レベル）」「達成度テスト（発展レベル）」であったものが、中教審答申（2014 年）や高大接続システム改革会議（2016 年）では「高等学校基礎学力テスト」「大学入学希望者学力テスト」にかわり、文科省の実施方針（2017 年）に至って、最終的に「高校生のための学びの基礎診断」「大学入学共通テスト」に落ち着いたという経緯がある。この間、当初は、年複数回の試験実施、大幅な記述式問題の導入、「合教科型」の出題などとアドバルーンを上げていた点が、軒並みトーンダウンしたことは周知のとおりである。

また、最終段階で割り込んできた点としては、「高校生のための学びの基礎診断」の実施・運営、「大学入学共通テスト」の記述式問題の採点、英語 4 技能の判定に関しては、民間教育事業者の

「活用」が決められたということもある。

各大学の個別選抜の改革に関しては、文科省の「工程表」によれば、すでに実施段階に入っていることになっている。しかし、さすがに改革の実行は、各大学の裁量に任されているので、今のところは劇的な変化が起きているわけではない。ただ、今後は、補助金等による誘導策ともかかわって、何がどこまで進むのか注視しておく必要があろう。

新学習指導要領下の教育課程改革との一体性

さて、入学者選抜改革としての高大接続改革を捉えるうえで押さえておくべき根本は、入学者選抜の改革は、新学習指導要領のねらいを実現していくためのテコとして位置づけられているという点にある。だからこそ、「高校生のための学びの基礎診断」では「知識・技能」、「大学入学共通テスト」では「思考力・判断力・表現力」、各大学の個別選抜では「主体性・多様性・協働性」が測られることになるが、それは、これまで「学力の三要素」（学校教育法）と呼び慣わされ、新学習指導要領では育てたい「資質・能力の三つの柱」とされるものと完全に合致しているわけである。

要は、教育課程が抜本的に改革される以上、「そうは言っても、入試が変わらない限り・・・」といった学校現場の逃げを許さない体制であり、むしろ、入試対応をせざるをえないという現場の事情を逆手にとって、新学習指導要領を学校現場に浸透・定着させることが目論まれているのである。

詳述する余裕はないが、新学習指導要領は、欧米諸国とも共通するコンピテンス・ベースの教育課程編成の方針を取りつつも、そこから「批判的思考力」等の要素を巧みに抜き取り、逆に、国や大企業にとって都合のよい「道徳」や「生き方」を強制しようとする仕掛けを有している。そうした教育を学校現場に押し付けていく強力

なツールとして、大学入学者選抜の改革が位置づいているのである。

危惧される点

以上の認識を踏まえたうえで、さらに危惧される点についても記しておく。

まず、「高校生のための学びの基礎診断」については、高校教育の質保証という重大な責務を民間事業者に丸投げすることの非が問われてよい。そして、現時点では、当面はAO・推薦入試、高卒就職試験には活用しないとされているが、このタガがはずされると、小・中学校の全国学力テストと同様に、全国の高校を序列化する装置ともなり、高校現場は対策に明け暮れるといった近未来図を実現させかねない点に注意が必要である。

「大学入学共通テスト」に関しては、テスト実施の技術的問題から、すでに記述式問題の字数等での後退が繰り返されており、逆に、予備校等による新テスト対策が進捗している。英語の外部試験の導入等を含めて、受験生の負担が増すことは確かだが、それで本当に「主体的な学び」にもとづく思考力・判断力・表現力が測られるのか。率直に言って、疑問を禁じえない。

最後に、各大学の個別選抜の改革であるが、本来、大学の「自主性、自律性」（教育基本法第7条）が最大限に尊重されるべきである。新学習指導要領の体制に「付度」するような改革は、大学の良識に照らして斥けるべきなのであるが、運営交付金や補助金等を含めた政策的誘導が強められることも想定される。また、ていねいな入試には向かない学生数（規模）、本来のアドミッション・オフィスや専門人材の欠如といった圧倒的な条件未整備のもとで、そもそも各大学には何ができるのかという難問もある。「それでも改革せよ」という圧力が、大学の教職員や受験生に過剰な負担をしわ寄せしてしまうことが危惧されよう。

学習指導要領体制他を建設的に批判する

金馬 国晴（研究会委員会委員長・横浜国立大学）

学習指導要領が改訂された。教育関係の諸学会や出版界、マスメディアを見渡しても、仕方無い、やるしかないといった風潮がみられる。

そうした中で、民研「教育課程」研究委員会は、学習指導要領に疑問を持つ研究者を、大学教員、各民間教育研究団体に関わる教師や元教師、ジャーナリストも含めて糾合した稀少な研究チームといえる。毎月ほぼ欠かさず、土曜か日曜の10時から昼まで、例会を開いてきた。ここ数年間はとくに、中教審の各文書も含めて、具体的かつ理論的に指導要領を批判する報告や、各教科・領域の現状を実践に即して検討し、提案をする報告などをもとに議論してきた。

しかも、政策文書の文言検討にとどまらず、学習指導要領体制というべき一連の教育課程行政、教員研修、研究校体制、全国学テ、そして教育産業などの批判的検討も行ってきた。

方針としては、教育課程編成の権限と実践を、もっとも子どもたちに近い各担任、各教科担当、教育専門職の手中に取り戻し、校内研修や「学校づくり」の主導権を握り直していただく手かかりを提供すべく、現場教師による教育課程づくりの同僚性・協働性ある事例とそのポイントを明らかにすることを試みてきた。

また、「ポスト3.11における学力・能力および教科・領域の捉え直し」も方針としてきた。例えば、カリキュラム全体を通じた子ども像や学力像・資質能力像、そのもとの教科教育の構成原理、教科外活動の重要性と位置付け、そして教科と教科外の関係論、教科・領域をまたいだ单元論とその具体例、以上を考慮した教材研究・校内研究・公開授業などを研究してきた。各人が勤務する学校・大学や、助言する学校に

即して探究するとともに、共同研究者として複数人数で関わる小学校を設定した年もあった。

これまでも、教育課程研究委員会は、そのときどきの教育課程・カリキュラムの問題を、先駆的・建設的にとり上げてきた。特徴的なのはやはり、民間教育研究団体の成果を持ち寄ってきたことである。その点こそ、誘い合いが継続し、オブザーバー参加から研究委員として位置付く方が断続的に現われてきた秘密だ。声として、今まで自分の得意教科とその団体から考えてきた教育が、視野を押し広げられ、豊かに深く捉え直せたと聞く。そもそも、教育課程やカリキュラムとは本質的に、多くの教科・領域を、ある学級や学校、自治体においてまとまりあるものとして編成したものであるからで、本委員会がその意味の教育課程研究を実現してきたといえる。

教育課程研究委員会としても、その総合性、全体性を大事に成果をまとめ、発表してきた。民研『年報』の特集を二度担い（「教育課程のルネサンス」2003(第4号)、「子どもとつくる教育課程」2013(第14号)）、編著やブックレットも発行した（柴田義松他編『子どもと教師でつくる教育課程試案』2007年、日本標準、他）。例年12月末の祝日に公開研究会を開く伝統もあったが、近年は民研フォーラムを、毎年数回担ってきている。全国集会では、教育課程関連の分科会はもちろん、道德教育の分科会も担うようになった。

若手・中堅もコンスタントに補充され、これまで「卒業」された方々も、大学の研究教員や実務家教員、研究会の主催者などとして活躍されている。今こそ、想いを新たに活動したい。

新学習指導要領で どうする？子どもと教育 こんな実践してます！したいです！

鈴木 敏夫（子どもと教科書全国ネット 21 常任運営委員）

民主教育研究所など 5 団体が主催する学習会の 4 回目が東大農学部で 11 月 11 日に開かれました。

今日の状況の中で、新学習指導要領などに向き合いどのような観点で、どういう教育をめざしているか、20.30 代教員の実践報告をうけ、質疑・討論がおこなわれました。

1. 3 人の小学校教員の報告

① 20 代、教員 8 年目の上林環奈さん（仮名、以下同じ）は、赴任 2 校目で道徳教育推進教師と道徳主任に任命され、道徳カリキュラムを作成することになり、日本国憲法や子どもの権利条約に基づき、様々な資料をあつめた。道徳授業では、子どもたちが考え、自分のものにしていけるかという観点で、オープンエンドで、モラルジレンマ教材「手品師」を組み替え、沖縄の小学生の『へいわってすてきだね』の読み聞かせをおこなった。

職場は、掃除の仕方から、子どもの筆箱の中身（折りたたみの定規はダメ、鉛筆などバランス良く）まで画一化が進み、それでいいのかと思う。

英語の教科化を前にして、3 年生以上で朝 10 分 C D を聞かせている。研修会でそれが中学 1 年生の内容であることが分かって驚いた。

② 小野木こうきさんは、30 代教員 4 年目で、国語では「コミュニケーションツールとしての言語という言語観」が強調され、情報の収集とまとめ、伝達するための発表などの HOW - T O が多い印象をもった。言葉はそれによって思考することが大事で、物語を読むことを通じて子どもたちとの交流と思考力を育てる授業を実

践した。

職場は、□□スタンダードが横行し、学習指導要領や教科書は正しく、指導書に沿った授業になりがちである。また職員会議は、「企画調整会議で決めたことを伝達するのが職員会議で、意見を言う場ではありません」などと言われた。これでは子どもに「自由に発言しなさい、考えなさい」とは言えない。

地域は個人住宅が多く、P T A 活動もあり、保護者に育ててもらっている。任用以前に二泊三日の研修があり、その最初の受講者だった。その中で保護者対応などが話された。

③ 30 代後半の内田蒼汰さんの勤務する学校は、「新学習指導要領でメチャクチャ」で、何のために外国語をやるのかの議論もなく、教科書や評価が入ってくるからと週二回講師を呼んで外国語活動(英語)の研修が行われている。「ネイティブの発音で」とか「授業はできれば全部英語で話せ」などと言われる。総合の授業では文部科学省の計画案が押しつけられ、年間計画のつくり直しとなった。

学校では、勤務時間を大幅に超えることはせずに帰宅する。それは「指導書とにらめっこじゃダメ。地域に出て、教材をみつけ、教師自身が学ぶ、困ったら子どもに聞く、子どもと一緒に学んでいこう」の精神である。子どもたちに学ぶ楽しさを教えさせようと総合の授業では「大豆の秘密探検隊」と題して、さまざまな豆腐の違いの味見から、子どもに場所を見つけさせ、大豆の栽培を行わせた。副校長からのクレームがあったが、子どもの活動として認めさせた。制約があるがこうした取り組みなど「できることはたくさんある」と語る。

2. 司会者からの質問

(1) 新学習指導要領を前にして現場ではどのようなことが行われているか、どのように考えているか。

上林さん：伝達講習が行われている、道徳は夏休みにあった。外国語活動は先に述べたようなモジュールで学習を始めている。

小野木さん：特にない。自分としては指導要領をどう考えるか大事だと思うが、周りでは疑うことはない。

内田さん：カリキュラムや授業をどうするかが中心。外国語活動は先に報告したとおり。道徳については、来年度から始まるが、人の配置もなく、担任がやらされる。

(2) 地域、親とのつながりはどうか。

・単学級のためか、さまざまな問題を話せる。親との距離は近いと感じている。

・頼れる親が多い。

(3) こういう学校だったらと思うことは何ですか。

上林さん：学習指導要領やそれに沿った管理職の縛りがきつくないこと。

小野木さん：管理職の管理ではなく、教員一人ひとりが自分で考え、動く学校になればいいと思う。

内田さん：自分がしっかり考え行動すること。

3. フロアからの質問

○子ども像、子どもをどうみているか

・子どもの表面的な行動だけでなく、その行動の背景にあることを見るようにしている。

・子どもがどうしてそのような行動をするのか、そうせざるを得なかったことを考える。

○職場の同世代や先輩の人たちとの関係はどうか。学年などでの話し合いはどうなっているのか。

・単学級なので、自分の考えで様々できる。保護者とも子どものことを通じて話はできている。周りとは突っ込んだ話をするのではないが、子どもの話はでるので、それを通して交流はできるかもしれない。今後考えていきたい。

・学年の中で、そう多くの話はでない。同世代や自分より若い人とは教材を貸したりして交流している。民間教育団体で学ぶことが多い。

・若い人が多く、多少の横のつながりはある。40代が少ないのでアドバイスを受けるということがたまにはある。意見を交換するなどの突っ込んだ話し合いはない。

4. 感想そして、今後に向けて

① 学校の管理運営体制が、カリキュラムマネジメントという以前にきびしいものであり、既に学習指導要領体制という縛りの中で様々工夫し、したたかに実践していることを強く感じる。単学級とはいえ、教員6年目で道徳推進教師にされることも驚きである。

② 教材の発掘、授業論、子ども観をふくめ教師としての成長に民間教育団体への参加が大きな役割を果たしている。職場の自主的な教研、組合の教研全体としては難しい中での貴重な財産である。

③ 人事考課、PDCAなどで職場の同僚性が破壊され、教員が個別化されているなかでは、梅原さんの発言「三人の先生の実践に共通している、子どもに寄り添い、その疑問を大事にし、子どもが自分で考えるなかで批判的思考も育てること。それらが多くの人に共有されることが学習指導要領のしほりを突き上げていく力になる。(趣旨)」は、重要な指摘である。

④ それを更に生かすには、新学習指導要領の批判、管理運営体制の批判を強め、個々の実践を鍛えることと並んで、職場づくり、学校づくりにどう取り組むかの視点を方針化しないと文科省がすすめる「学習指導要領体制」を打破することは難しいと考える。「学校における教員の働き方」という問題として、今日の学校現場の現状をくくり、職務の再検討・整理や「働き方」の改善で、ことを済ませようとしている文科省(教職員定数増での財務省との一定の拮抗もある)を批判し、教職員が生き生きと働けるのは何かを提起することも重要である。

国際人権 A 規約 13 条をめぐる「2018 問題」

—奨学金の会 10 周年プレ企画から—

三輪 定宣 (奨学金の会会長・千葉大学名誉教授)

「奨学金の会」(＝「国民のための奨学金制度を拡大し、無償教育をすすめる会」)の活動は、本年 6 月 11 日の第 49 回民研評議会で報告させていただいた。その結成 10 周年プレ企画が 11 月 8 日、参議院議員会館で開催された。私は「国際人権 A 規約 13 条をめぐる『2018 年問題』とその課題」と題して講演したが、その集会に出席されていた鈴木敏則民研事務局長から、民研関係者に「2018 年問題」はあまり周知されていないので『民研だより』に情報提供をかねて寄稿するよう依頼された。以下、集会の概要と「2018 年問題」の要点を報告させていただく。

奨学金の会 10 周年プレ企画の概要

「いまがチャンス！教育無償化と給付奨学金の拡充をすすめよう！11.8 奨学金の会 院内集会」には加盟団体・個人、当日の参加者など 80 名が出席した。

司会は、本会事務局次長の浪岡知朗全教中執が担当し、進行は以下の通りであった。一開会挨拶(中村尚史全教委員長・本会副会長)、経過報告(藤井和子日本学生支援機構労働組合・本会事務局長、国会議員挨拶(福島瑞穂、田村智子、畑野君枝、吉良よし子。ほかに糸数慶子議員、山本太郎議員の各秘書出席)、各分野からの発言(全院協・土肥有理、全国私教連・山口書記長、お金がないと学校にいけないの？首都圏高校生実行委員会・鈴木敏則、全労連青年部・五十嵐書記長、全大教・長山書記長、日本私大教連・三

宅書記次長、全国生活と健康を守る会・田川英信、首都圏大学生の各氏)、講演(三輪)、閉会挨拶(長尾ゆり全労連副議長)。

国際人権 A 規約 13 条をめぐる「2018 年問題」

国際人権 A 規約(社会権規約)13 条をめぐる「2018 年問題」とは、締約国に同規約の実行を促す国連の社会権規約委員会が、2018 年 5 月 31 日までに日本政府に所要の事項について関係市民団体と「対話」のうえ、回答を求めている問題である。

日本政府は、1979 年 8 月 4 日、国際人権 A 規約(「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A 規約)」(1966 年 12 月 16 日、国連総会採択)に批准したが、その際、13 条 2 項(b)(c))等を留保した。その 33 年後の 2012 年 9 月 11 日、民主党政権は国連事務総長に同項の留保撤回を通告し、外務省は、「この通告により(略)これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的導入により』に拘束されることになります。」との通知を発表した。締約国 160 カ国中 159 番目であった(ほかにマダガスカル。2017 年 11 月現在、締約国は世界 196 国・地域のうち 164 カ国)。



国際人権 A 規約 13 条は公教育拡充の国際公準であり、日本政府には条約を「誠実に遵守」すべき義務がある（憲法 98 条）。それは以下の諸点にわたる（カッコは社会権規約委員会の解釈基準。全文は教育法令集などを参照されたい。）

- ① 教育への権利と人格の完成・尊厳、社会参加、友好・平和の教育理念の実現（1 項）
- ② あらゆる段階の無償教育（直接・間接の費用を含み、所得制限なし）（2 項（a）（b）（c））
- ③ 学校制度の発展（2 項（e））
- ④ 適当な奨学金（給付奨学金、不利な立場の個人の平等化重視）（同前）
- ⑤ 教育職員の物質的条件の不断の改善（初等〔就学前を含む〕・中等・高等教育）（同前）

同条は、人類史的にみれば、無償教育から有償教育へ偏向する人類の劣化の歩みを軌道修正した進化の復元力の証であり、未来への羅針盤にふさわしい。有償教育は、教育費の自己負担により、教育を私的利益の手段とし、利己的・打算的人格形成を促す教育費の形態であるのに対し、無償教育は、教育費の社会負担により、教育を公的利益の手段とし、他利的・無償的人格形成を促す真の教育費の形態といえる。有償教育は、人間の尊厳に反する利潤・競争社会を助長するのに対し、無償教育は、人間の尊厳に適合する無償・共同社会を実現させ、人間らしい社会の発展、進歩の推進力となる。無償教育は、21 世紀に予感される「文明の暴走」を制御する教育の力の根源、人類の存亡にかかわる価値として認識され発揚されなければならない。

国際人権規約の条文は各数行程度であるが、正式の解釈基準は、社会権規約委員会（1985 年、国連・経済社会理事会に付設、選挙で選ばれる 18 人で構成、1987 年から活動）の「一般的意見」（General Comment）で示され、13 条には「一般的意見 13」（1999 年、全 60 パラグラフ）が適用される。

また、同委員会は、各国の実情に応じ「総括所見」（concluding observation）を定期的に発

表し実行を促しており、日本政府への最新の所見は、13 条 2 項（b）（c）留保撤回（2012 年 9 月 11 日）後に出された「日本の第 3 回定期報告に関する総括所見」（2013 年 5 月 17 日）である。そこでは回答期限を 2018 年 5 月 31 日とし、関係市民団体との事前の対話が奨励されている。最終見解を含め、社会権規約委員会が日本政府に求める措置＝「2018 年問題」は、少なくとも以下の諸点にわたる。

- ① 無償教育の迅速・効果的達成と計画的・具体的・目標明確措置（第 3 回総括所見）
- ② 朝鮮学校に対する高校就学支援金支給（同前）
- ③ 高校の授業料無償計画の作成、入学金・教科書の早急の無償措置（同前）
- ④ 学校教育費の直接の費用（授業料等）と間接の費用（学校納付金等）の無償措置（一般的意見 13、同 11）
- ⑤ 給付奨学金の拡充（不利な立場の個人の教育の機会均等重視）（同前）
- ⑥ 初等（就学前を含む）・中等・高等教育の教育職員の地位勧告の着実な実施（同前）
- ⑦ 13 条 1 項の教育目標に違反しない教育課程・教科書等の監視システムの整備（同前）

これに応え、政府はあらゆる段階の教育無償化計画（一律無償教育計画）と教育格差是正の奨学制度（「教育保障制度」仮称）等の「迅速」な実行が求められる。また、無償教育充実・公教育拡充と一体的な「教育職員の物質的条件の不断の改善」の指針には、ユネスコ・ILO「教員の地位に関する勧告」（1966 年 10 月 5 日、全 146 項）、ユネスコ「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」（1997 年 11 月 11 日、全 77 項）が明示されており、それらに照らした現行制度・実態の総点検とそのギャップを解消する改革と財源措置が必要となる。回答期限は半年後である。その機運を高めるため、各政党・政府の施策とともに、関係市民団体のそれぞれの立場、抱える問題に応じた主体的な取り組みが喫緊の課題となっている。

民研日誌 9～11月

- 9月4日 「特別支援教育と子ども・学校」研究委員会
第12回三役・事務局会議
教育行財政研究委員会
- 9月9日 第9回運営委員会
フォーラム「アメリカと日本の新自由主義改革の行方」
『人間と教育』第95号発行
- 9月11日 道德教育プロジェクト
- 9月13日 避難訓練
- 9月16日 子ども研究委員会
教育課程研究委員会
- 9月22日 「環境と地域」研究委員会
学習会「どうする？子どもと教育」実行委員会
『人間と教育』編集委員会
- 9月25日 「ジェンダーと教育」研究委員会
「保健で良い歯科医療の実現を求める」
9.28市民集会へメッセージ
- 9月28日 全国子どもセンター幹事会
- 10月13日 「環境と地域」研究委員会
- 10月14日 つどい実行委員会
高校教育研究委員会
- 10月15日 学習会「どうする？子どもと教育」実行委員会打ち合わせ
中等教育研究委員会
教育課程研究委員会
- 10月16日 小中一貫教育研究会
- 10月20日 『人間と教育』編集委員会
- 10月25日 道德教育プロジェクト
全国こどもセンター幹事会
- 10月26日 会計監査
- 10月30日 「ジェンダーと教育」研究委員会
- 10月31日 学習会「どうする？子どもと教育」実行委員会
- 11月2日 つどい実行委員会
第13回三役・事務局会議
- 11月3日 安倍9条改憲NO！集会
- 11月8日 「奨学金の会」結成10周年院内集会
- 11月11日 第10回運営委員会
第4回学習会「どうする？子どもと教育」
「特別支援教育と子ども・学校」研究委員会
- 11月14日 『人間と教育』校正
- 11月17日 『人間と教育』編集委員会
「環境と地域」教育研究委員会
- 11月20日 教育行財政研究委員会
『人間と教育』出張校正
- 11月23日 子ども研究委員会
- 11月26日 教育課程研究委員会
かながわ民主教育文化研究センター準備会
- 11月27日 「ジェンダーと教育」研究委員会
- 11月29日 学習会「どうする？子どもと教育」実行委員会
- 11月30日 子ども全国センター文科省交渉

寄贈図書資料 9～11月

- 『学校教育とセクシュアリティ問題』（日本教育学会
関東地区研究活動報告書 日本教育学会関東地区）
- 『どう変わるどうする小学校理科新学習指導要領』
（小佐野正樹・佐々木仁・高橋洋・長江真也 本の泉社）
- 『半径5メートルからの教育社会学』（片山悠樹・
内田良・古田和久・牧野智和 大月書店）
- 『地域を生きる子どもと教師』（中野譲 高文研）
- 『映画で見なおす同時代史』（梅野正信 静岡学術出版）
- 『東ドイツ性教育史』（池谷壽夫 かもがわ出版）
- 『いま学校に必要なのは人と予算』（山崎洋介 新日本出版社）
- 『現代教育福祉論』（辻浩 ミネルヴァ書房）
- 『戦後日本教員養成の歴史的研究』（土屋基規 風間書房）
- 『絵本で感じる憲法』（山崎翠 大月書店）
- 『下北から叫ぶ』（青森県国民教育研究所 青森県国民教育研究所）
- 『口から見える貧困』（兵庫県保険医協会編 クリエイティブかもがわ）
- 『市民政治の育てかた』（佐々木寛 大月書店）
- 『ジェンダー・セクシュアリティの視点からの教育
実践集』（ジェンダー平等をすすめる教育全国ネットワーク）
- 『大学基準協会15年間の歩み』（大学基準協会編集グループ 大学基準協会）
- 『社会教育・生涯学習ハンドブック』（社会教育推
進全国協議会編 エイデル研究所）
- 『ゼロトレランスで学校はどうなる』（横湯園子・
世取山洋介・鈴木大裕編著 花伝社）

投稿論文募集

民研『年報2017（18号）』に掲載する論文の
投稿を呼びかけます
投稿規定に基づき論文の投稿をお願いします

◆ 民主教育研究所年報投稿規程 ◆

- ① 個人論文を本年報に投稿できるのは、所員、
研究委員、運営委員、評議員、顧問、賛助会員、
及び、所員、研究委員、運営委員、評議員、顧
問の紹介による者とする。
- ② 投稿原稿は未発表のものに限る。
- ③ 原稿は図表、注を含め、横書き20,000字以
内とする。
- ④ 原稿の審査の公正を期する為、原稿には氏名、
所属を記入せず、別紙に記す。
- ⑤ 投稿の提出期限は3月10日とする。
- ⑥ 提出先は、民主教育研究所年報編集委員会と
し、封筒には「年報原稿在中」と明記する。
- ⑦ 投稿の詳細な規程は執筆要領に定める。

民研だより No.134 2017.12.5

発行 民主教育研究所 発行責任者 梅原利夫

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館5F

TEL 03-3261-1931 Fax 03-3261-1933

Email office@min-ken.org H.P. <http://www.min-ken.org>